

定価 1箇月2,330円

(1) 主伐に係る伐採種は、定めない。

一 物件の概要

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岡山県庁及び岡山市役所に備え置いて縦覧に供する。）

●岡山県告示第三十五号

計量法（平成四年法律第五十一号）第十九条第一項の規定による特定計量器定期検査を次のとおり実施する。

なお、対象となる特定計量器は、非自動ばかり（計量法施行令（平成五年政令第三百二十九号）第五条第一号又は第二号に掲げるものを除く。）、分銅及びおもりとする。

平成十九年一月二十六日

岡山県知事 石井 正 弘

所 在	地目又は構造	面積（平方メートル）	予定価格（最低売却価格）	受付期限
岡山市築港元町一番八	雑種地	二七〇・六一	一六、五六〇、〇〇〇円	平成十九年十一月三十日（金）
岡山市富原字矢城三八一三番二外	雑種地	九一八・二六	一五、六一〇、〇〇〇円	平成十九年十一月三十日（金）
倉敷市連島町西之浦字大崎四一七番六	宅地	九九・五二	四、二六〇、〇〇〇円	平成十九年十一月三十日（金）
津山市川崎字小山一〇四四番一	宅地	四二四・九七	六、三五八、〇〇〇円	平成十九年十一月三十日（金）
備前市東片上字天神三八九番二	宅地	二九五・五九	四、九一〇、〇〇〇円	平成十九年十一月三十日（金）
土地 岡山市建部町福渡字上之町一〇四九番二	宅地	一七六・〇九	二、三二三、〇〇〇円	平成十九年十一月三十日（金）
建物 岡山市建部町一〇四九番地二	木造瓦葺平家建	七二・二六		

二 申込みの資格

日本国内に住所、事務所又は事業所を有する個人及び法人。ただし、次に掲げる者は除く。

1 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百三十八条の三第一項に規定する者

2 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百六十七条の四に規定する者

三 用途制限
 売払い物件については、売買契約書に次に掲げる用途に使用することを制限をする条件を付すとともに、これらの用途に使用するおそれのある第三者へ転売し、又は貸し付けることを禁止する。

1 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第二条第二号から第六号までに規定する暴力団等の事務所その他これに類する施設の用に供すること。

2 契約締結の日から五年間、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和二十三年法律第百二十二号）第二条第一項に規定する風俗営業及び同条第五

項に規定する性風俗関連特殊営業その他これらに類する業の用に供すること。
 四 申込方法及び留意事項

1 買受申込書に必要事項を記入の上、2の印鑑登録証明書に係る印鑑を押印し、受付期限までに岡山県総務部管財課に提出すること。

2 印鑑登録証明書（発行日から三箇月以内のもの）を添付すること。

3 原則として、先着順の売払いとなること。ただし、複数の者から申出がある場合は、先着順の売払いによる随意契約を取りやめ、一般競争入札による売払いとする場合があること。

4 電話、ファクシミリ又は電子メールでの申込みはできないこと。

5 現状での引渡しになるので、必ず物件の下見と現状の確認を行った上で申し込むこと。

五 契約の締結

買受申込みをした者は、買受申込みの日から十四日以内に契約を締結すること。なお、契約の締結の際、契約金額の十パーセント以上に相当する額の契約保証金を納付すること。

六 売買代金の納入

売買代金（契約金額から契約保証金の額を差し引いた金額）は、原則として契約の締結の日から二十日以内に納入すること。なお、納入期限までに売買代金が完納されないときは契約を解除し、五の契約保証金は県に帰属させる。

七 問い合わせ先

岡山県総務部管財課（電話〇八六（二二六）七三三五）
 （四）次の者に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の規定による開発許可を受けた開発行為に関する工事が完了した。

平成十九年一月二十六日

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称
 岡山県知事 石 井 正 弘

二 許可を受けた者の住所及び氏名
 総社市上林字宮後九〇一五
 岡山市南輝一丁目五十一六

三 許可番号
 岡山県指令建指第四一九号

（四七）笠岡湾干拓粗飼料基地の作付準備地で農作物栽培を希望する者を次の条件により募集する。

平成十九年一月二十六日
 岡山県知事 石 井 正 弘

一 募集地（次の農地を一括して募集する。）

- 笠岡市カブト南町一九七番 (七、九五四平方メートル)
- 〃 〃 〃 二四三番 (一一、五三四平方メートル)
- 〃 〃 〃 二五〇番 (九、八四四平方メートル)
- 〃 〃 〃 二七一番 (三六、九二五平方メートル)
- 〃 〃 〃 二七三番 (二七、八八五平方メートル)
- 〃 〃 〃 二七五番 (七三、〇五四平方メートル)
- 〃 〃 〃 二〇三番一 (二七平方メートル)
- 〃 〃 〃 二〇五番一 (四五、六三〇平方メートル)
- 〃 〃 〃 カブト中央町五五番 (九、〇五二平方メートル)
- 〃 〃 〃 五六番 (九、八六四平方メートル)
- 〃 〃 〃 七七番 (八、九六五平方メートル)
- 計 十一筆(二四〇、七三四平方メートル)
- 二 応募資格
- 1 笠岡市に本拠を置く農業生産法人又は農事組合法人であること。
- 2 大規模な農作物栽培の実績があり、必要とする資力を有すること。
- 三 農地貸付期間
- 平成十九年四月一日から平成二十四年三月三十一日まで
- 四 農地貸付の条件
- 貸付けを受ける者は、次に記載する条件を厳守すること。
- 1 貸付地での栽培農作物は、永年生作物及び多年生作物でないこと。
- 2 笠岡湾干拓地における農業の振興に資するため、作付する農作物は、当干拓地において栽培実績がある農作物で、かつ、当干拓地内の農家にも契約栽培が可能な農作物であること。
- 3 貸付地で堆肥を使用する場合は、環境の保全に配慮して、当干拓地内において生産される牛ふん堆肥のみを使用すること。
- 4 貸付地への客土は禁止するとともに、肥料として鶏ふん等の有機質肥料並びに食品残さ及び汚泥を原料とする有機質肥料を外部から持ち込まないこと。
- 5 貸付地で農作物栽培を行わない部分が生じた場合は、雑草の刈取り等適切な管理を行うこと。
- 6 毎年度末には、農作物作付報告書を提出すること。
- 五 農地の使用料
- 借地料は、十アール当たり年額七、六五〇円(笠岡市カブト南町二七一番、同二七三番、同二七五番については五、七〇〇円)とするが、借地料のほか、当該物件に係る国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律(昭和三十一年法律第八十二号)に基づく交付金相当額の当該年度分を、所属年度の四月末までに全額納入するものとする。
- 六 笠岡湾干拓土地改良区の賦課金
- 笠岡湾干拓土地改良区の賦課金の納入は、平成十九年度の前期分から借受人が支払うものとする。

- 七 契約の締結
- 貸付けは、農業経営基盤強化促進法(昭和五十五年法律第六十五号)に基づき当該農地の利用権を設定の上、貸借契約を締結するものとする。
- なお、貸付条件に違反した場合、改善措置命令を発するとともに、従わない場合は、当該貸借契約を解除するものとする。
- 八 募集期限
- 平成十九年二月十三日午後四時(十の募集窓口への持参に限る。)
- 九 応募要領
- 農作物栽培を希望する者は、法人名(代表者名)及び所在地並びに電話番号を明記の上、履歴事項全部証明書、栽培実績、栽培計画書及び経営計画書を添付して申し込むこと。
- なお、栽培計画書には、栽培作物名、農作物栽培方法、使用する農薬及び肥料、栽培期間等についてできるだけ詳細に記載すること。
- 十 募集窓口
- 岡山県農林水産部耕地課笠岡湾干拓対策班
- 十一 借受人の決定
- 応募者が複数の場合は、内容を審査の上、笠岡湾干拓地における農業の活性化に対する貢献度が高い者を選定するものとする。
- (四六) 土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第十八条第十六項の規定により、土地改良区役員の退任の届出があった。
- 平成十九年一月二十六日
- 岡山県知事 石 井 正 弘
- 一 土地改良区の名称
- 里山田土地改良区
- 二 退任役員
- 退任役員 住 所
- 氏 名 東本 克巳 小田郡矢掛町里山田五九二
- 理事 理事別 理事
- (四七) 土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十七条第一項の規定により、県営土地改良事業計画を定めたので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。
- この公告に係る決定に対して異議がある者は、縦覧の期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し立てることができる。
- 平成十九年一月二十六日
- 岡山県知事 石 井 正 弘
- 一 事業及び地区名
- 県営土地改良事業(防災ダム(地震対策ため池防災工事) 塵無池地区)
- 二 縦覧に供する書類

- 三 県営土地改良事業（防災ダム（地震対策ため池防災工事） 慶無池地区）計画書
縦覧の期間
平成十九年一月二十六日から平成十九年二月十六日まで
- 四 縦覧の場所
矢掛町役場

（五）土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第五十二条第一項の規定により申請のあった土地改良事業換地計画について、その申請を適当と決定したので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

この公告に係る決定に対して異議がある者は、縦覧の期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に備前県民局長に申し出ることができる。

平成十九年一月二十六日

岡山県知事 石 井 正 弘

- 一 申請者
足守土地改良区理事長
- 二 地区名
上高田地区
- 三 縦覧に供する書類
換地計画書
- 四 縦覧の期間
平成十九年一月二十六日から平成十九年二月十六日まで
- 五 縦覧の場所
備前県民局農林水産事業部

（五）土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の四において準用する同法第五十二条第一項の規定により申請のあった土地改良事業換地計画について、その申請を適当と決定したので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

この公告に係る決定に対して異議がある者は、縦覧の期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に備前県民局長に申し出ることができる。

平成十九年一月二十六日

岡山県知事 石 井 正 弘

- 一 申請者
和気町長
- 二 地区名
岸野地区 一―二工区
- 三 縦覧に供する書類
換地計画書
- 四 縦覧の期間
平成十九年一月二十六日から平成十九年二月十六日まで

- 五 縦覧の場所
備前県民局農林水産事業部

- 一 申請者
和気町長

- 二 地区名

- 岸野地区 一―二工区

- 三 縦覧に供する書類
換地計画書

- 四 縦覧の期間

- 平成十九年一月二十六日から平成十九年二月十六日まで

- 五 縦覧の場所

- 備前県民局農林水産事業部

（五）特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立認証の申請があった。

平成十九年一月二十六日

岡山県知事 石 井 正 弘

- 一 申請のあった年月日
平成十九年一月四日
- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称
世界の知恵で世界一の子育て家庭環境を支援するネットワーク
- 三 代表者の氏名
石原 宏明
- 四 主たる事務所の所在地
津山市二宮六五四番四号
- 五 定款に記載された目的
この法人は、主に子育てを行っている家庭を対象に、住宅に関する調査・研究から幸せな家庭環境づくりに関する事業を行い、子ども達の健全な育成を支援することを目的とする。

- 一 申請のあった年月日
平成十九年一月九日
- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称
サン・ユーズ
- 三 代表者の氏名
山根 基
- 四 主たる事務所の所在地
津山市小原二八一番地一

五 定款に記載された目的

この法人は、市民に対して、障害者自立支援に関する事業を行い、広く公共の福祉に寄与する活動及び社会貢献活動を推進することを目的とする。

〔五〕 大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第一項の規定により市町村から聴取した意見及び同条第二項の規定により述べられた意見の概要は、次のとおりであり、同条第三項の規定により、これらの意見を縦覧に供する。

平成十九年一月二十六日

岡山県知事 石 井 正 弘

一 意見の対象となった届出

平成十八年岡山県公告第四八九号で公告された大規模小売店舗の新設
大規模小売店舗の名称及び所在地
名称 ハローズ乙島店

所在地 倉敷市玉島乙島字ハ七割六九五ー一ほか

三 意見の概要

1 市町村から聴取した意見

意見なし

2 市町村の区域内に居住する者等から述べられた意見なし

四 縦覧の期間及び場所

1 縦覧の期間

平成十九年一月二十六日から平成十九年二月二十六日まで

2 縦覧の場所

岡山県産業労働部経営支援課

〔五〕 飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和二十八年法律第三十五号）第五十六条第一項の規定により平成十八年十一月及び十二月に収去した飼料の試験結果の概要は、次のとおりである。

平成十九年一月二十六日

岡山県知事 石 井 正 弘

1 栄養成分に関する検査

製造事業等の名称及び	収去場所	飼料の名称	製造年月	試験結果の概要								備考
				粗たん白質(%)	粗脂肪(%)	粗繊維(%)	粗灰分(%)	カルシウム(%)	リン(%)	TDN(%)	ME(Kcal/kg)	
ジェイエエ西日本くみあい飼料(水島工場)岡山県倉敷市水島海岸通3丁目6番地	同 左	くみあい配合飼料 I P愛産マッシュ17	18年10月	18.2	6.1	1.9	11.6	3.59	0.63		2,850	
同 上	同 左	くみあい配合飼料 グルメマッシュ16	18年10月	17.1	5.4	2.3	11.4	3.51	0.55		2,800	
同 上	同 左	くみあい配合飼料 養豚用基礎肥育後期S	18年10月	13.8	3.6	1.5	4.9	0.70	0.48	78.3		
西日本飼料(株)岡山県倉敷市水島海岸通3丁目6番地	同 左	日清丸紅印配合飼料 成鶏用 ピーク・プラス	18年11月	16.0	4.8	1.7	12.3	3.92	0.50		2,850	
同 上	同 左	日清丸紅印配合飼料 ブロイラー後期用 スーパーフィニッシュ	18年11月	18.3	9.9	1.8	4.7	0.83	0.62		3,250	
同 上	同 左	日清丸紅印配合飼料 種豚用 しゅとん80	18年11月	17.6	7.1	2.3	4.8	0.90	0.65	80.0		

広島・岡山連合海区漁業調整委員会事務規程第六条第一項の規定により、第五十二回
広島・岡山連合海区漁業調整委員会を次のとおり開催する。

平成十九年一月二十六日

広島・岡山連合海区漁業調整委員会

会長 奥野雄二

一 開催日時 平成十九年二月六日（火）

午後二時から

二 開催場所 岡山市下石井二丁目六番四一号

ピュアリティまきび

三 議題

第一号議案 平成十九年度における各種漁業の入会調整について